

財団法人住宅産業研修財団役員報酬支給規程

(総則)

第1条 財団法人住宅産業研修財団（以下「財団」という。）寄付行為第18条第1項に定める役員（以下「役員」という。）に対する報酬及び同条第2項により弁償する通勤実費の支給については、この規程の定めるところである。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は年俸とする。

2 前項の年俸は次の各号に掲げる役員に対し、国家公務員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める指定職俸給表適用職員が受ける年間給与に準じて、当該役員の役職、職歴及び財団の資産及び収支状況等を勘案し、次の各号に定める範囲内で理事長が定める。

- 一 会長 指定職俸給表 5号以下
- 二 理事長 指定職俸給表 5号以下
- 三 専務理事 指定職俸給表 2号以下
- 四 常務理事 指定職俸給表 1号以下
- 五 理事 指定職俸給表 1号以下

(報酬月額)

第3条 報酬は、年俸の12分の1を報酬月額として毎月支給する。

(支給日等)

第4条 報酬は原則として毎月25日に、当該役員報酬から法令等に基づき控除すべき額を控除し、当該役員が指定する金融機関の預金口座に振込送金する。

2 月の途中で選任又は辞任した役員報酬は当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。

(通勤手当)

第5条 報酬月額の支給に併せて、当該役員通勤に要する実費を3ヶ月ごとに支給する。

(報酬減額)

第6条 報酬月額は、財団の収支状況その他の理由により、理事長がやむを得ないと判断したときは、当該役員同意を得て、第3条に定める報酬の一部を一定期間減額することができる。

2 理事長が前項の報酬の減額を行う必要がないと判断したときは、これを従前額に復元することができる。

(補則)

第7条 支給手続その他この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。